

弁護士事務所の証券市場上場!?

国際室囑託・第二東京弁護士会会員
山本 晋平 ● Yamamoto, Shimpei

昨年5月、オーストラリアで、世界初の「弁護士事務所の上場」がなされた¹⁾。2001年以来の同国各州の法改正により、弁護士事務所の法人化、および、外部者との利益分配が解禁されたことで、弁護士事務所の株式会社化・上場が可能になった。この結果、スレイター・ゴードン法律事務所(Slater & Gordon)が、世界初の法律事務所上場を実施した。同事務所は、人身被害事件を原告側に立って扱うこと等を専門とし、所属弁護士は140人程度、オーストラリアに21の事務所を有する。上場審査に入っている他の事務所も存在するが、他方、オーストラリアの主な企業法務系事務所は、少なくとも公には、上場に興味を示していないという。

イギリスでは、「法律サービス法」案を政府が議会に上程し、2007年10月に法律として成立した²⁾。同法は、弁護士事務所を非法曹が所有する新事業体(ABS: Alternative Business Structure)の許容などをその内容として含んでいるところ、新事業体は法律事務所の上場をも可能にするものと見られており、一部事務所は上場を検討し始めたとされる。しかし、同法の本格実施は2011年以降³⁾と見込まれている。

以上のような動きは、法律サービスに対する一般のアクセスの拡大という観点から推進された。資本市場からの資金調達により、法律事務所は勝訴の見込みが必ずしも高くない事件や、低収入の依頼者からの事件を受任しやすくなり、設備投資も強化できるという。

これに対して、例えば、イギリスでは、新事業体の下では法的助言の質が低下するおそれがあるとの懸念も指摘されている。

アメリカでは弁護士事務所の上場は許されていないが、豪英両国の動きが議論を再燃させた。ABA(米国法曹協会)の法曹倫理のモデル規則5.4は、法曹と非法曹との利益共有・分配の禁止、法律業務についての法曹と非法曹のパートナーシップ(組合)の禁止、非法曹による弁護士事務所の持分保有の禁止などを定めており、多くの州でこれに準じた規則を有しているため上場も不可能である⁴⁾。

この問題について、アメリカでは慎重または反対の意見が根強いようだが、その理由として、弁護士の専門的な判断の行使に非弁護士の干渉を許す、株主に対する義務によって、依頼者の利益よりも経済的利益の最大化だけを目指すようになる⁵⁾、などが挙げられている。賛否の対立には「弁護士業はプロフェッション(専門職)かビジネスか」という見方の違いが底流にあると言えるが、そのような単純な二分法自体を問題とする指摘もある。

この点に関連して、上述のスレイター・ゴードン事務所は、上場時の目論見書に「弁護士は裁判所に対して第一の義務を負い、依頼者に対して第二の義務を負う。株主の利益・会社の短期的な利益よりもこれらの義務が優先される」旨、同事務所は「社会正義という中心的価値」に奉仕する旨などを記載している。また、上場後も、同事務所の弁護士が56%の株式を保有し、さらに高い議決権比率を占めているという。

また、株式会社か否かという組織形態にかかわらず、(アメリカの大規模な)弁護士事務

所の各弁護士は、すでに経済的利益の最大化圧力にさらされているとも指摘されている。

しかし、ABAのモデル規則が改訂され、アメリカ各州でそれが採択されることは実際には困難と見られているようである。

アメリカのように、大規模事務所における経済的利益を最優先する傾向をすでに所与のものとし、それを前提としつつ上場の賛否が盛んに論じられている状況自体が、そもそも日本と異なっているが、少なくとも弁護士業を単なるビジネスと見る見方については率直に違和感を抱かざるを得ない。オーストラリアの上場の事例は弁護士業が単なるビジネスではないことを意識して実行されたとも見受けられ、話は単純ではないが、この事務所の今後はどうなるのか、また、同国で、あるいは他の国で、弁護士業を単なるビジネスと考える事務所が上場を目指すか否かの保証はあるだろうか。今後の国際的な動きについて、引き続き注目していきたい。

-
- 1) 本稿の海外情報は、主として、アメリカ法曹協会(ABA)の発行するABAジャーナル2007年7月号34頁 "Selling Law on an Open Market-The world's first publicly traded law firms ignites debate," アメリカン・ローヤー誌(The American Lawyer)2007年6月号79頁 "A Public Debut," 同8月号61頁 "Taking Stock," イングランド&ウェールズ・ローソサエティ発行のガゼット誌2007年6月28日号20頁 "Public exposure," 同7月5日号1頁 "ABS drive its 'threat' to quality of advice," 同7月26日号22頁 "Great expectations," 同9月6日号1頁 "Non-lawyer partners get 2008 green light," 同11月15日1頁 "SRA issues warning on business models" による。また、本稿については、片山達弁護士から資料の提供、同弁護士および三枝麻由美国際室研究員からの助言をいただいた。
 - 2) Legal Services Act 2007 <http://www.justice.gov.uk/publications/legalservicesbill.htm>
 - 3) 前掲ガゼット誌9月6日号1頁による。
 - 4) もっとも、ワシントンDCでは、非弁護士との共同事務所を解禁しているという。
 - 5) なお、法律サービス法の基礎となるレポートを作成したデイヴィッド・クレメンティ卿は、イギリスの新事業体の解禁に伴う措置として、同レポートにおいて株主による弁護士業務の干渉禁止、秘密保持(依頼者情報へのアクセス禁止)などを提案していた。現在の法律サービス法は、法曹の判断の独立性、依頼者の最善の利益、守秘義務といった「専門家の原則」を同法の目的の一つに掲げた上、新事業体における非法曹の役員や出資者などが、法曹倫理に違反するような行為を法曹や事業体にさせることを禁止し、新事業体の持分の10%以上を保有する者は適格性の認証を受けなければならないなどとしている。ただし、これらが非法曹の所有による弊害を解決するに十分な具体策と言えるか否かは議論の余地がある。